

質疑・回答書

告示番号	第405		市営北条西住宅5棟、6棟外装改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>図5-23図石綿含有外壁仕上材及び下地材の集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法に依る除去工事<住宅5号棟～6号棟。ポンプ室、外構コンクリート塀外壁、バルコニー上裏、階段室上裏複層塗装材E塗材下地及び外装薄塗E塗下地と在りますがこの除去工事は環境配慮改修工事に含まれるのでしょうか？</p>	<p>図面番号5-23のとおりとし、石綿含有外壁仕上塗材及び下地材の集塵装置付きディスクグラインダーケレン工法による除去工事の対象箇所は住宅棟5号棟～6号棟、ポンプ室、外構コンクリート塀の外壁・バルコニー上裏・階段室上裏 複層塗材E塗下地材及び外装薄塗材E塗下地材とします。なお、設計図書に記載のとおり参考数量書は質疑の対象外ですが上述の工事は工事費内訳書に計上するものとします。</p>	
2	<p>図6-23図石綿含有成形板撤去工事<レベル3>屋根材:アスベスト含有コロニアルの全撤去住宅棟5号棟～6号棟と在りますが参考数量表にはコロニアル撤去項目が在りません環境配慮工事に複合単価として計上するのでしょうか？</p>	<p>図面番号6-23のとおりとし、石綿含有成形板撤去工事(レベル3)の施工箇所は屋根材:アスベスト含有コロニアルの全撤去(住宅棟5号棟～6号棟屋根)とします。なお、設計図書に記載のとおり参考数量書は質疑の対象外ですが上述の工事は工事費内訳書に計上するものとします。</p>	